

識別表示について詳しく知りたい場合には…

経済産業省ホームページ「識別表示の義務」
<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/mark/index.html>

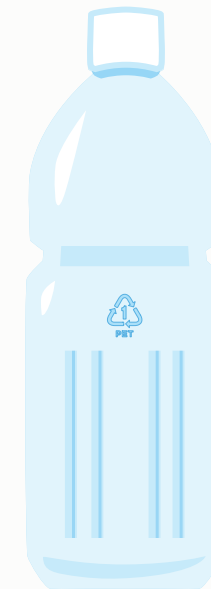
経済産業省 識別表示の義務 検索

問い合わせ先

経済産業省		
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 011-709-1754(直通)
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 022-221-4930(直通)
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 048-600-0291(直通)
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 052-951-2768(直通)
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 06-6966-6018(直通)
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 082-224-5676(直通)
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課 TEL: 087-811-8532(直通)
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課 TEL: 092-482-5472(直通)
沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課 TEL: 098-866-1757(直通)
経済産業省	産業技術環境局	資源循環経済課 TEL: 03-3501-4978(直通)
環境省		
環境再生・資源循環局	総務課	リサイクル推進室 TEL: 03-3581-3351(代表)
財務省		
理財局	総務課	たばこ塩事業室 TEL: 03-3581-4111(代表)
国税庁		
札幌国税局	課税第二部	酒税課 TEL: 011-231-5011(代表)
仙台国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL: 022-263-1111(代表)
関東信越国税局	課税第二部	酒税課 TEL: 048-600-3111(代表)
東京国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL: 03-3542-2111(代表)
金沢国税局	課税部	酒税課 TEL: 076-231-2131(代表)
名古屋国税局	課税第二部	酒税課 TEL: 052-951-3511(代表)
大阪国税局	課税第二部	酒税課 TEL: 06-6941-5331(代表)
広島国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL: 082-221-9211(代表)
高松国税局	課税部	酒税課 TEL: 087-831-3111(代表)
福岡国税局	課税第二部	酒類業調整官 TEL: 092-411-0031(代表)
熊本国税局	課税部	酒類業調整官 TEL: 096-354-6171(代表)
沖縄国税事務所	間税課	TEL: 098-867-3101(代表)
国税庁	課税部	酒税課 TEL: 03-3581-4161(代表)

厚生労働省		
医政局	経済課	TEL: 03-5253-1111(代表)
農林水産省		
北海道農政事務所	生産経営産業部	事業支援課 TEL: 011-330-8800(代表)
東北農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 022-263-1111(代表)
関東農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 048-600-0600(代表)
北陸農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 076-263-2161(代表)
東海農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 052-201-7271(代表)
近畿農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 075-451-9161(代表)
中国四国農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 086-224-4511(代表)
九州農政局	経営・事業支援部	食品企業課 TEL: 096-211-9111(代表)
沖縄総合事務局	農林水産部	食料産業課 TEL: 098-866-0031(代表)
農林水産省	食料産業局	バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 TEL: 03-3502-8111(代表)
清刷り等		
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 TEL: 03-3501-5893 FAX: 03-5521-9018 http://www.pprc.gr.jp/		
紙製容器包装リサイクル推進協議会 TEL: 03-3501-6191 FAX: 03-3501-0203 http://www.kami-suisinkyo.org/		
公益社団法人 食品容器環境美化協会 (スチール缶、アルミ缶) TEL: 03-5439-5121 FAX: 03-5476-2883 https://www.kankyobika.or.jp		
プラスチックの材質表示		
日本プラスチック工業連盟 TEL: 03-6661-6811 FAX: 03-6661-6810 http://www.jpif.gr.jp/		
自主的表示		
飲料用紙容器リサイクル協議会 TEL: 03-3264-3903 FAX: 03-3261-9176 http://www.yokankyo.jp/InKami/		
段ボールリサイクル協議会 TEL: 03-3248-4853 FAX: 03-5550-2101 http://www.danrikyo.jp/		
スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示		
スチール缶リサイクル協会 TEL: 03-5550-9431 FAX: 03-5550-9435 http://www.steelcan.jp/		
アルミ缶リサイクル協会 TEL: 03-6228-7764 FAX: 03-6228-7769 http://www.alumi-can.or.jp/		
PETボトルリサイクル推進協議会 (PETボトル清刷り含む) TEL: 03-3662-7591 FAX: 03-5623-2885 http://www.petbottle-rec.gr.jp/		
一般社団法人 全国清涼飲料連合会 TEL: 03-6260-9260 FAX: 03-6260-9306 http://www.j-sda.or.jp/		
再商品化・容器包装リサイクル法制度等		
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 コールセンター TEL: 03-5251-4870 FAX: 03-5532-9698 https://www.jcpra.or.jp/		




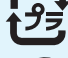

事業者の皆様 消費者、自治体の皆様



令和2年4月1日から
「資源有効利用促進法」
 の省令一部改正に伴い
「識別表示」の
 ルールが変わります

識別表示とは?

消費者がごみを排出する際の分別を容易にし、市町村の分別収集を促進するため、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、次の5種類の容器・包装に識別マークを表示する義務があります。

-  飲料・酒類用のスチール缶
-  飲料・酒類用のアルミ缶
-  飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル
-  プラスチック製容器包装
-  紙製容器包装

このうち



の3種類のマークが今回の
省令一部改正の対象です

※識別マークの様式は、省令で定められており、様式に反しない範囲でデザインは自由です。
 上記は、広く用いられているデザインです。

識別表示義務対象者(スチール缶、アルミ缶、PETボトル)

- 製造事業者
- 缶またはPETボトルに飲料・酒類・特定調味料(PETボトルのみ)を充てんする事業者
- 輸入販売事業者

変更点 1

スチール缶、アルミ缶、PETボトルの識別マークのサイズがプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能になりました

(1) 省令改正の趣旨

近年、法令等で義務付けられている容器包装または当該容器包装に付されるラベル等への記載事項が増加しており、今後もその傾向が続くことが想定されます。一方で消費者ニーズの変化により飲料容器の小型化が進み表示可能なスペースが縮小傾向にあることなど、これら識別表示を取り巻く状況変化を踏まえ、**スチール缶、アルミ缶、PETボトル**における識別マークのサイズを見直すこととしました。

※ただし、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の識別表示サイズは変更ありません。

(2) 省令改正内容

※各識別マークの数字の大きさ及び文字の大きさはいずれも日本産業規格 (JIS) Z8305に規定のものとする
※従来から使用している識別マークのデータは改正後のサイズに縮小加工することで引き続き利用が可能

	改正前	改正後 (令和2年4月1日～)
飲料・酒類用スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 胴の外径が60mm未満 R : 円の外径 (17mm以上) a : 円の切れ目の幅 (10mm以内) W : 線の幅 (1mm以上) 文字の大きさ : 14ポイント以上 ■ 胴の外径が 60mm 以上 R : 円の外径 (20mm以上) a : 円の切れ目の幅 (12mm以内) W : 線の幅 (1mm以上) 文字の大きさ : 16ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能 R : 円の外径 (6mm以上) a : 円の切れ目の幅 (Rの3/5以内) W : 線の幅 (0.6mm以上) 文字の大きさ : 4ポイント以上
飲料・酒類用アルミ缶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 胴の外径が60mm未満 a : 一辺の長さ (17mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (10mm以内) W : 線の幅 (1mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ : 14ポイント以上 ■ 胴の外径が60mm以上 a : 一辺の長さ (20mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (12mm以内) W : 線の幅 (1mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ : 16ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 胴の外径の大きさを問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能 a : 一辺の長さ (6mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (aの3/5以内) W : 線の幅 (0.6mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 文字の大きさ : 4ポイント以上
飲料・酒類・特定調味料用PETボトル	<p>1 容器への刻印</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 一辺の長さ (8mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (0.3mm以上0.8mm未満) W : 線の幅 (0.7mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 7ポイント以上 文字の大きさ : 5ポイント以上 <p>2 容器への印刷またはラベルによる表示</p> <p>【150ml以上1ℓ未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 一辺の長さ (15mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (0.7mm以上1.1mm未満) W : 線の幅 (1.4mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 13ポイント以上 文字の大きさ : 9ポイント以上 <p>【1ℓ以上4ℓ未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 一辺の長さ (21mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (1.0mm以上1.5mm未満) W : 線の幅 (2.1mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 20ポイント以上 文字の大きさ : 13ポイント以上 <p>【4ℓ以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 一辺の長さ (28mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (1.5mm以上2.0mm未満) W : 線の幅 (2.8mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 26ポイント以上 文字の大きさ : 17ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ PETボトルの内容積を問わず、識別マークをプラ・紙と同等のサイズにまで縮小可能 ■ 容器への刻印サイズは変更なし <p>1 容器への刻印</p> <p>変更なし</p> <p>2 容器への印刷またはラベルによる表示</p> <p>※外装に表示する際の様式はP2参照</p> <p>【150ml以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 一辺の長さ (6mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (0.2mm以上aの1/14未満) W : 線の幅 (0.5mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 5ポイント以上 文字の大きさ : 4ポイント以上 <p>※150ml未満のPETボトルにおける識別表示義務はありませんが、(一社)全国清涼飲料連合会において自主ガイドラインを定めており、ガイドラインに沿った表示が望まれます。</p>

変更点 2

PETボトルについては、外装単位の販売に限り、外装に表示するときは、個別容器への表示を省略することが可能になりました

(1) 省令改正の趣旨

廃棄物の削減をより効果的に促進する観点、加えて識別マークを表示したタックシール等を消費者がはがし分別する手間を省くとともに不純物除去に寄与する観点から、より一層のリデュース・リサイクルを促進するため、外装に表示する際の個別容器への表示を簡略化することとしました。

これにより、一部飲料メーカーで通信販売 (箱売り) において既に取組が進められているタックシール等についても省略が可能となります。

(2) 省令改正内容

改正前	改正後 (令和2年4月1日～)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲料、酒類、特定調味料が充てんされた個別のPETボトル容器に次の2点の識別マークによる表示が必要 ● 容器の底部または側部に一か所以上刻印 ● 容器の側部に一か所以上印刷またはラベルによる表示 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記条件を満たす場合は、個別のPETボトル容器への印刷またはラベルによる識別マークの表示を省略可能 (通信販売等を想定) ● 個別容器の底部または側部に一か所以上刻印 ※本条件は改正前と変更なし ● 全ての流通段階において外装 (段ボール、紙等またはこれらの複合の外装) のある販売単位により最終消費者に販売されるものである (バラ売りのものは対象ではない) ● 外装に識別マークの刻印、印刷またはラベルによる表示があり、役割名 (例えば「ボトル」等) が併記されている ■ 個別容器への表示を省略する場合、外装には右記の様式により識別マークを表示することが必要
	<p>様式【外装への表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※個別容器への刻印の様式はP1参照 ※本様式に役割名の併記が必要 a : 一辺の長さ (28mm以上) b : 一辺の切れ目の幅 (1.5mm以上2.0mm未満) W : 線の幅 (2.8mm以上) θ : 1つの角の大きさ (60°) 数字の大きさ : 26ポイント以上 文字の大きさ : 17ポイント以上

識別表示の改正に係るQ&A

Q1 PETボトルに付随するプラスチック製のキャップの識別マーク (プラマーク) はこれまで通り必要ですか?

A プラマーク、紙マークについては今回の省令改正での変更はありませんので、従来どおり表示が必要です。詳しい表示方法については、経済産業省ホームページ (裏表紙参照) でご確認ください。

Q2 改正前のサイズの識別マークを表示した容器包装は、使ってはいけませんか?

A 今回の改正はより小さなサイズまで縮小可能とするものであり、改正前の従来のサイズで表示している容器包装もこれまで通り活用いただけます。